

# 社会福祉法人おかざき福祉会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おかざき福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条、評議員選任・解任委員会運営細則第5条、福祉サービスに関する苦情解決規程第9条、平成18年厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき、役員（理事及び監事）、評議員、第三者委員、評議員選任・解任委員会委員、運営推進会議委員及び理事長が特に認めた役職（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り、報酬等を支給する。

- (1) 常勤の理事長及び常務理事に報酬及び退職慰労金を支給する。また、特別功労金を支給することができる。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職慰労金については、評議員、理事、監事、第三者委員のみ記念品（3万円相当）を支給することができる。

## (常勤の理事長及び常務理事の報酬等の算定方法)

第3条 常勤の理事長及び常務理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表第1に定める額
- (2) 退職慰労金については、別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 通勤手当については、給与規程第15条の規定に準ずる額

## (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

## (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、常務理事を除き、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

## (報酬等の支給方法)

第6条 常勤の理事長及び常務理事の報酬等の支給時期は、毎月末日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第3条第2項に準じた日とする。

2 退職慰労金については、評議員会決定後2か月以内に支給する。ただし、次の各号に該当するときは、減額又は支給しない。

- (1) 退任に当たり、法人の信用を傷つけ又は在任中知り得た法人の機密を漏らすことにより、法人に損害を与えたとき
  - (2) 在任中不都合な行為があり、役員等を解任されたとき
  - (3) その他前各号に準ずる行為があり、評議員会において減額ないし不支給を適当と認められたとき
- 3 特別功労金については、在任中特別の功労があったと評議員会で認められた場合は、第3条(2)に規定する退職慰労金の100分の20の範囲内で支給することができる。支給の有無及び支給額は、その都度評議員会で決定する。
- 4 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。ただし、都合により年度末とすることができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤の理事長及び常務理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の理事長及び常務理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤の理事長及び常務理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
  - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

- 附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する  
この規程は、平成30年7月1日一部改正